

舞監公示第 29 - 15 号
29 . 2 . 15

自衛艦及び支援船の搭載武器等（陸上装備品等を含む。）の中間修理
（入渠を伴う場合を除く。）及び臨時修理（入渠を伴う場合を除く。）
における検査・修理等に係る契約希望者募集要項（公募）

次の契約について公募を実施するので、参加を希望する者は、下記に基づき資料
等を提出して下さい。

（公募実施権者）
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊舞鶴地方総監部
経理部長 宮崎 孝彦

記

1 調達予定品目等

平成29年度、平成30年度及び平成31年度における舞鶴造修補給所が要求
元である自衛艦及び支援船の搭載武器等（陸上装備品等を含む。）の中間修理
（入渠を伴う場合を除く。）及び臨時修理（入渠を伴う場合を除く。）における
検査・修理等

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という）
第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な
同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部長から又は防衛省としての指名停止等の措
置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正
な契約の履行が確保される者

(5) 平成28・29・30年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の

提供等」に係る近畿地区競争参加資格を有する者

- (6) 別表第1から別表第3に記載する武器等の検査・修理等の能力を有し不具合発生時、迅速かつ継続的に対応可能であること。
- (7) 当該武器等の検査・修理等に必要な次の設備又は同等の設備を有すること。
 - ア 計測器、試験装置及び専用治工具類を有し検査等に十分な設備
 - イ 陸揚げ時、対象とする機器の整備に必要な十分な作業用工場
 - ウ 所要の貸付品、寄託品及び官給品保管倉庫並びに陸揚げ補給物品の保管倉庫
- (8) 当該武器等の検査・修理等に関し、必要な次の体制を有すること。
 - ア 役務の履行に当たり対象機器の指定がある場合には、必要に応じ、当該品目及び接続機器が要求する規格及び品質により履行が可能であること。
 - イ 当該武器等の検査・修理に対応した能力を有する所要の技術者が確保されていること。
 - ウ 当該武器等の検査・修理に必要な安全管理、工程管理、品質保証に関する能力又は体制を有すること。
 - エ 当該武器等に対応した防衛省規格及びISO規格等の品質管理能力を有すること。
 - オ 法令等の規定により、官署等の許可又は確認を必要とする場合は、当該許可又は認可を受けていること。
- (9) 当該機器の検査・修理の一部を第三者に請け負わせようとする場合は、請け負わせる業務内容に応じて、本項第6号から第8号の項目を満たすことを証明できること。
- (10) 日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張する団体等、その他を結成し又は加入し若しくは協力していないことを証明又は誓約し若しくは保証できること。

3 参加表明

応募する者は、「参加表明書」（別紙様式）及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 資格審査結果通知書（写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

4 技術資料の提出

(1) 応募時の提出

過去5年以内に同一資料を提出した者で、本年度の資料に変更がないか又は部分的な変更のみである場合は、変更のない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで、当該資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続きにおける技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

ア 過去5年間ににおける最新の同等又は類似の検査・修理実績一覧表

イ 第2項に示す設備及び体制等を証明する書類

ウ 当該機器等の検査・修理の一部を第三者に請け負わせる場合は、下請企業一覧表（請け負わせる業務内容によっては、第2項に規定する設備及び体制等を証明する書類を添付させる。）

エ 同等の調達に関し過去5年間に舞鶴地方総監部との契約実績がある場合は本項イ及びウを省略することができる。

(2) 対象期間内の提出

複数年度の調達に係る公募の結果、合格の結果通知書を受けた者は、対象期間内の各年度の開始前までに提出済みの技術資料の変更の有無について明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出しなければならない。

5 参加表明書及び技術資料の提出先等

(1) 提出先

海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒625-0087

京都府舞鶴市字余部下1190番地

0773-62-2250（内線2255）

(2) 提出期間

29. 2. 15（水）～ 29. 3. 17（金）

なお、上記の期間にかかわらず新たに体制・設備が整った場合は応募することができる。ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

(3) 提出方法

直接持参又は郵送

なお、直接持参する場合は、休日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

6 技術資料の審査等

- (1) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
- (2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から検査・修理体制調査のために工場等（下請企業の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、工場等への立入りを含め調査に協力しなければならない。

7 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争に参加させることが適当と認められた者に対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

8 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官等に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口：海上自衛隊舞鶴地方総監部経理部契約課審査係

〒625-0087

京都府舞鶴市字余部下1190番地

0773-62-2250（内線2255）

イ 時間：直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時00分から午後4時45分まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

- (2) 契約担当官等は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申立については、書面による回答を受理した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申立の書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

9 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。
 - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
 - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
 - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
 - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
 - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
 - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
 - キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。
 - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料等の提出に当たっては、製本等、過剰な編てつ等は不要とする。

別紙様式

(記入例)

舞鶴地方総監部経理部長 殿

〇 〇 株 式 会 社
代表取締役 〇〇 〇〇 印

参 加 表 明 書 (舞監公示第 2 9 - 1 5 号)

標記について、下記のとおり応募します。

記

誘導武器の部

番号	機器名称等	細部区分	備考
1 - 1	5 4 口径 1 2 7 mm 速射砲	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)	

- 添付書類： 1 資格審査結果通知書 (写し)
2 平成〇〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書
3 下請け (予定) 企業一覧表
4 誓約書〇〇〇〇
5 技術審査資料
(以下は該当分を追加記載)

別表第1

工 事 一 覧 表

誘導武器の部

番 号	機 器 名 称 等	細 部 区 分
1-1	54口径127mm速射砲	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
1-2	弾薬積込装置	
2-1	62口径5インチ砲	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2-2	弾薬積込装置	
3-1	62口径76mm速射砲	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3-2	揚弾薬装置	
4-1	高性能20mm機関砲	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
4-2	弾薬積込装置	
5-1	チャフ装置	付属機器及び付帯工事を含む。
5-2	積込装置	
6-1	短SAMシステム	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
6-2	ミサイル発射装置	
6-3	垂直発射装置	
7	艦対艦ミサイル艦上装置	付属機器及び付帯工事を含む。
8	イービス武器システム	付属機器及び付帯工事を含む。
9	射撃指揮装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
10	水上艦用機関銃架	付属機器及び付帯工事を含む。
11	高性能20mm機関砲用弾薬給弾装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
12	情報処理装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)

別表第2

工 事 一 覧 表

水中武器の部

番号	機 器 名 称 等	細 部 区 分
1	アスロックランチャ () 及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2	水上発射管HOS-301 () 及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3	水上発射管HOS-302 及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
4	水上発射管HOS-303 及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
5	魚雷揚卸装置及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
6	F A J ランチャ及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
7	MODランチャ及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
8	えい航具AN/SLQ-25 及び同巻揚機及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
9	えい航具4形 () 及び同巻揚機及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
10	えい航具3形 () 及び同巻揚機及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
11	えい航具機械装置4形 及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
12	水雷機器関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
13	ラバーウィンドウ加圧装置及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
14	ソナードーム及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
15	ソナー送信器冷却装置及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
16	対潜システム及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
17	ソナーシステム及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
18	ラバーウィンドウ 及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
19	水測用冷却装置及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
20	対潜情報処理装置及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
21	A O コンソール用冷却装置及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)

番号	機 器 名 称 等	細 部 区 分
2 2	吊下台 3 型及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2 3	A S Wシステム及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2 4	水測機器関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2 5	掃海武器関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2 6	掃海装置付属装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2 7	掃海具巻揚装置 3 型及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2 8	非磁性高圧気蓄器	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2 9	機雷処分具関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 0	機雷探知機関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 1	艦底部	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 2	光ケーブル多重化システム及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 3	ジャイロコンパス A N / W S N - 7 及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 4	艦位情報処理装置及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 5	航海機器関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 6	高圧空気管装置及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 7	予備アレイ収納ドラム装置及び関連装置	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)

別表第3

工 事 一 覧 表

通信電子の部

番号	機器名称等	型 式 等	細 部 区 分
1	電波探知妨害装置	NOLQ-()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2	電波妨害装置	OLT-()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3	電波探知装置	NOLR-()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
4	ミサイル警報装置	OLR-()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
5	遠隔制御装置	ORW-()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
6	レーダ	OPS-()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
7	レーダ交換機	N-SB-()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
8	レーダ指示機	OPA-3()、6()、7()、 8()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
9	I F Fシステム	NYPX-()、YPX-()、YPA- ()、OPX-11、AN/UPX- 29(V)、AN/UPX-41(V)	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
10	タカン	ORN-6()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
11	無線装置	ORQ-()、ORC-24()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
12	艦上画像表示装置	OXQ-5()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
13	データリンク	LINK-11, 16、N-SA- 252, 262、JREAP-C	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
14	対米衛星データ通信装置	AN/USC-42()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
15	J T I D S、M I D S	AN/URC-107、AN/URC- 141	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
16	ネットワーク通信装置	OYQ-32()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
17	衛星通信装置関連	NORA-()、NORC-()、 OSQ-()、OSW-()、NYRQ- ()、NORQ-1、YSC-30	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
18	衛星統制装置	OYQ-52()、N-C-1499()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
19	海事衛星通信装置	NORC-4E、N-SB-349()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
20	テレタイプ器材	OGR-()、OGC-()、NOGC- ()、NOGR-()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)

番号	機器名称等	型式等	細部区分
2 1	印刷電信処理装置	OGQ-()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2 2	符号変更機	YSC-17()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2 3	秘話装置	YSC-11()、12()、21、 22()、32()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2 4	艦内統合ネットワーク	NOYQ-1()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2 5	艦内通信切換制御装置	OTQ-()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2 6	空中線整合装置	ORA-18()、19()、20()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2 7	通信管制連接装置	OTQ-21	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2 8	ソフトウェア無線機	NORC-50()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
2 9	GMDSS	ORC-12()、ORR-32()、 ORR-33()、YRT-1()、 YPT-1()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 0	AIS	OPX-1()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 1	起倒式空中線	N-AS-()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 2	空中線装置	N-AT-()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 3	洋上ターミナル、指揮管制支援ターミナル	OYQ-31()、51()、71()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 4	乾燥加圧器	N-HD-138()	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 5	電波ケーブル用簡易型空気乾燥装置		付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 6	米海軍指揮統制支援ターミナル	GCCS-M	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 7	通信電子機器整備用足場		付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)
3 8	通信機器室冷却器	USP3H	付属機器及び付帯工事を含む。 (専門業者工事分を除く。)